

青森県報

第百七十五号

令和二年
六月二十六日
(金曜日)

目次

規則

○青森県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則……………(医療業務課) ……一

告示

○保安林の指定施業要件の変更……………(林政課) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

公告

○平成三十一年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……………(環境保全課) ……四

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……五

○右 同……………(同) ……六

○右 同……………(同) ……六

○右 同……………(同) ……六

○地域森林計画の変更案の縦覧……………(林政課) ……七

○右 同……………(同) ……七

○右 同……………(同) ……七

○市街地再開発組合理事長の氏名及び住所……………(建築住宅課) ……八

○出先機関……………(同上) ……八

○道路の位置の指定……………(同上) ……八

教育委員会

○青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札……………(学校施設課) ……八

人事委員会

○職種別民間給与実態調査附帯調査の実施……………(職員課) ……一〇

規則

青森県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

次のように改正する。
題名を次のように改める。

青森県覚醒剤取締法施行細則

第一条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に改める。

第二条中「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等」を「覚醒剤施用機関等」に改め、同条第一号から第四号までの規定中「覚せい剤施用機関等」を「覚醒剤施用機関等」に改め、同条第五号中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」に改め、同条第六号中「覚せい剤(覚せい剤原料)保有届」を「覚醒剤(覚醒剤原料)保有届」に改め、同条第七号中「覚せい剤(覚せい剤原料)譲渡報告書」を「覚醒剤(覚醒剤原料)譲渡報告書」に改め、同条第八号中「覚せい剤施用機関等」を「覚醒剤施用機関等」に改め、同条第九号中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改める。

青森県告示第五百二十四号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

弘前市大字百沢字東岩木山一の五一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百二十五号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南津軽郡大鰐町大字早瀬野字西虹貝山一の一一七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び大鰐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百二十六号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

平川市切明坂本五〇の七、滝の森一の五一四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

平成三十一年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第七十九号)第十一条の規定により、平成三十一年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 協議の件数

1 事前協議 六百五十一件

2 協議内容の変更の協議 二十七件

二 県外産業廃棄物の種類及び量

種類	量
燃え殻	四、六四五トン
汚泥	四七、七六六トン
廃油	四四六トン
廃酸	一、四一五トン
廃アルカリ	二、〇六二トン

廃プラスチック類	一〇、一一四トン
紙くず	〇トン
木くず	四、六五三トン
繊維くず	三トン
動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。以下同じ。)	一、五八六トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	九一二トン
金属くず	一三三トン
ガラスくず等(ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くずをいう。以下同じ。)	五七一トン
鋳さい	一〇、五三二トン
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。以下同じ。)	一八、四〇三トン
動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)	六六九トン
動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)	四、四四八トン
ばいじん(特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。)	一九六、八九二トン
感染性産業廃棄物	一、八四六トン
廃石綿等	八二二トン
燃え殻及びばいじんの混合物	一二、二九七トン

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉍さい、がれき類及びばいじんの混合物	一五、一四九トン
汚泥及び廃油の混合物	一、一九八トン
汚泥及び金属くずの混合物	二〇五トン
汚泥及び廃プラスチック類の混合物	二、五四一トン
汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	一一九トン
汚泥及びガラスくず等の混合物	二トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	三三七トン
廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	五六五トン
廃プラスチック類及び木くずの混合物	〇トン
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物	二三、〇八三トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	〇トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	〇トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず等の混合物	五七六トン
金属くず及びガラスくず等の混合物	〇トン
金属くず、ガラスくず等及び鉍さいの混合物	三四トン
廃ポリ塩化ビフェニル等	一〇トン

ポリ塩化ビフェニル汚染物	二六二トン
合 計	三六四、二九六トン

- 三 協定の締結の件数
六百五十一件
 - 四 環境保全協力金の額
二千四百二十万八千八百円
 - 五 環境保全協力金の使途
県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）
不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）
- ~~~~~
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。
- 令和二年六月二十六日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープあおもり和徳店
弘前市大字野田二丁目二の一八外
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
生活協同組合コープあおもり
青森市柳川二丁目四の二二
理事長 小池 伸二
 - 三 意見の概要
県の意見なし
 - 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和二年六月二十六日から同年七月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン青森浜田3ブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 加藤 久誠

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和二年六月二十六日から同年七月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ柏店

五所川原市大字小曲字枝村四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファミリーマシー

弘前市大字末広二丁目二の一〇

代表取締役 荒川 孝男

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和二年六月二十六日から同年七月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア売市店

八戸市売市四丁目六の九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社孫作

八戸市売市四丁目六の三一

代表取締役 西村 隆

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和二年六月二十六日から同年七月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林計画区に係る平成二十九年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部

部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から同年七月二十七日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、下北森林計画区に係る平成三十一年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から同年七月二十七日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る令和二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から同年七月二十七日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

市街地再開発組合理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、中新町山手地区市街地再開発組合から、次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 理事長の氏名

野澤 正樹

二 理事長の住所

青森市長島四丁目四の一八

出 先 機 関

上北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定によ

り、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市西一番町二六の一	七九・一二メートル	六・〇〇メートル	令和 二・六・二六

教 育 委 員 会

青森丸重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和二年六月二十六日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

重油（JIS一種一号 硫黄分〇・一パーセント以下）

六百七十五キロリットル（購入予定数量）

二 納入期間

契約締結の日から令和三年三月三十一日まで

三 納入場所

八戸港 青森丸

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一、又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号(物品等の競争入札参加資格)の一、又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和二年七月十七日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一
青森県教育庁学校施設課財務グループ
電話 ○一七―七三四―九八七三

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一
青森県教育庁学校施設課財務グループ
電話 ○一七―七三四―九八七三

2 郵送により入札する場合の入札書の提出期限

令和二年八月五日 午後五時十五分

3 入札書の提出場所及び日時

青森市長島一丁目の一
青森県教育庁学校施設課入札室
令和二年八月六日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

入札金額は、一キロリットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に

当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Fuel Oil (JIS Class 1 No. 1 Sulfur (wt%) ≦0.1) 675 kiloliter
- 2 Delivery period:
From the day of the commencement of the contract to March 31, 2021
- 3 Delivery place:
Aomori—maru Hachinohe Port
- 4 Time limit for tender:
5:15 p.m. August 5, 2020
- 5 Contact point for the notice:
School Facility and Management Division,
Aomori Prefecture Board of Education
1-1-1
Nagashima Aomori City , Aomori 030-8540
JAPAN
TEL:017-734-9873

人 事 委 員 会

人事委員会告示二第一号

職種別民間給与実態調査附帯調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例

（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和二年六月二十六日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

一 調査の目的

民間事業所の住宅手当の支給状況を把握し、本県職員の住居手当について検討するための基礎資料を得ること。

二 調査対象の範囲

全産業の企業規模五十人以上で、かつ、事業所規模五十人以上の県内の民間事業所

三 報告を求めると事項及びその基準となる期日

令和二年四月一日現在における住宅手当の支給状況

四 報告を求めると者

全産業の企業規模五十人以上で、かつ、事業所規模五十人以上の県内の民間事業所のうちから無作為に抽出した百三十事業所

五 報告を求めるとに用いる方法

調査票を報告者に郵送により送付し、記入済みの調査票を郵送、FAX又は電子メールにより回収する方法

六 報告を求めると期間

令和二年六月二十九日から同年七月三十一日まで

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円